

不正入居者の取扱いについて

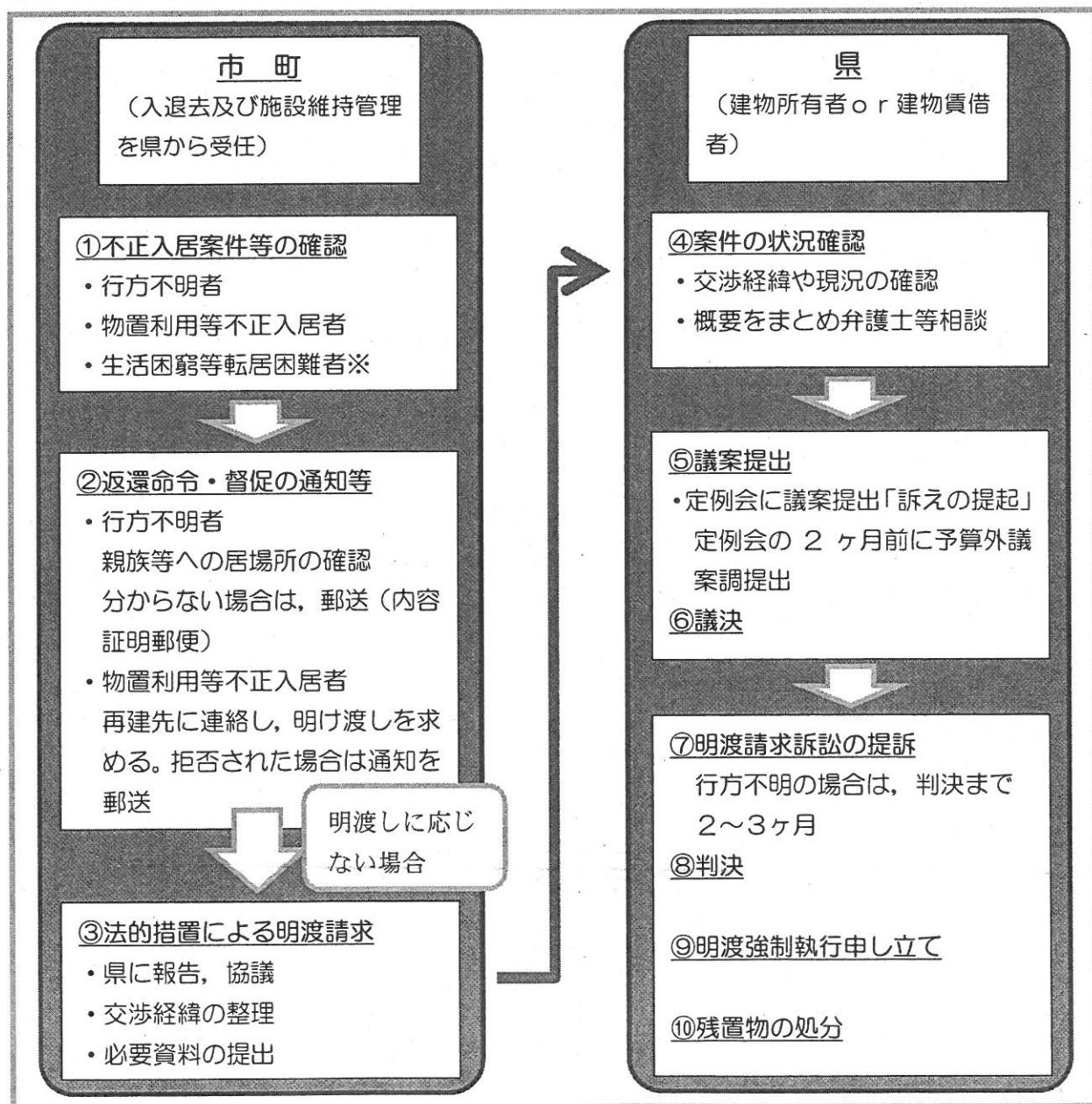
1 不正入居案件への対応

今後供与終了を迎える市町が多くなるにつれ、不正入居案件が増えてくることが想定されることから、平成26年度から県と関係市町で構成するワーキンググループの中で、行方不明者や不正入居者（物置利用や居座り）及び転居困難者への対応について検討し、方針を示したところである。

2 法的措置による明け渡し請求

今後は、法的措置による明け渡し請求となる案件については、県と市町の役割分担により、以下のフローで対応していくこととする。

なお、法的措置による明渡請求については、議案の準備から強制執行まで最短で5ヶ月と解決まで時間を要するため、解体スケジュールを確認しながら県に相談すること。



※生活困窮者等の転居困難者については、市町の福祉サービスなどにより対応していく。